

合併市町村の取組の概要

合併の住民サービスへの影響①

※ H11.4.1～H18.4.1の間に合併した558市町村を対象【市町村の合併に関する研究会報告書(H19.3)】

1. 合併を契機とした住民サービス充実等への取組

- 約8割の団体（430市町村）が、合併を契機に住民サービスの充実等に取り組んでいる。具体的には以下の取組みを実施。

① サービスの充実、旧市町村間のサービスの格差是正

- ◇ 新たなサービスの実施、合併前の一部の市町村で行われていたサービスを新市町村の全域に拡大することによる旧市町村間の格差是正。

【主な取組事例】

団体名	取組内容
外ヶ浜町(青森県)	三厩地区から本庁のある蟹田地区まで、町営バスを運行。
栗原市(宮城県)	旧花山村地区では、財政上の理由でできなかった給食サービスを、合併後、他地域と同様に導入。
加美町(宮城県)	役場本所、支所、小中学校などを光ファイバーで結ぶ情報通信網を整備。「議会中継システム」や「テレビ会議システム」などが整備され、地域情報化が進展。
南会津町(福島県)	一部地域で、すこやか子育て支援事業として、第3子以降の出生及び小中学校への入学に対して支援金を支給していたが、これを新町の全域において実施。
西東京市(東京都)	交通空白地域の解消と公共施設へのアクセスの利便性を図るため、コミュニティバスを5路線運行。運賃は一律100円。
南部町(山梨県)	旧富沢町の万沢地区では、財政上の理由で、数年前から無医地区となっていたが、合併したことにより新たな診療所の設置が可能に。
浜松市(静岡県)	一部の地域で行われていた高齢者・障害者に対するバス・電車共通券等の交付サービスが全市に拡大。
吉備中央町(岡山県)	非常備消防や消防署がなかった町内に新たな消防署を整備することで、救急医療体制・消防防災体制の充実・強化を図った。
新居浜市(愛媛県)	無医村であった旧別子山村地区に約30年ぶりに診療所を開設。
臼杵市(大分県)	情報格差是正、難視聴地域解消を目的に市内全域にケーブルネットワーク網を整備した。

合併の住民サービスへの影響②

1. 合併を契機とした住民サービス充実等への取組

②利用できる公共施設等の拡大

◇ 旧市町村の境界を越えて、公共施設等の利用が可能に。

【主な取組事例】

団体名	取組内容
新潟市(新潟県) 久米島町(沖縄県)	合併後、旧市町村を越えて、空きのある保育所を利用することが可能になった。
郡上市(岐阜県)	旧町村ごとの図書館の蔵書、利用者情報を一元管理するシステムを整備し、インターネットによる蔵書検索等を可能とした。
黒潮町(高知県)	旧2町の図書館をネットワーク化することにより、両図書館の図書の貸出等が可能になった。
宗像市(福岡県)	一部地域において学校選択制を導入し、旧玄海町住民が、近くにありながらこれまで通学できなかった旧宗像市の小学校への入学、転入が可能となった。

③住民の利便性の確保

◇ ICTの活用やサービス窓口の維持・拡充により、面積拡大による住民の利便性の低下を防止。

【主な取組事例】

団体名	取組内容
釧路市(北海道)	地域イントラネットにより、本庁や支所その他の公共施設を結び、住民サービスを迅速化。
日高町(北海道)	議会中継システムを導入し、支所となった地域住民の不便解消に努めている。
大船渡市(岩手県)	インターネットを利用した公共施設の予約、確認等が可能に。
小鹿野町(埼玉県)	旧小鹿野町で行われていた土曜日の午前中と火・木曜日の業務時間外に行われていた窓口業務を、現在の小鹿野庁舎で継続的に実施。旧両神村地区の住民も利用可能に。
豊後高田市(大分県)	市内の10の郵便局で、各種証明書の交付請求に係る受付と引渡しが可能に(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づくもの)。

合併の住民サービスへの影響③

2. 住民サービスの高度化・専門化のための組織・機構の充実

- 約9割の団体（474市町村）が、合併によって組織が専門化したり、人員が増加したりすることで庁内の体制を充実。

合併により充実した部署は、「企画財政・総務分野」、「保健・福祉分野」、「産業振興分野」などの分野で特に多くなっているが、多岐に渡っている。

【充実した組織の分野と主な取組事例】（回答のあった474団体が対象）

分野	回答数	割合	取組内容
企画財政・総務分野	311	65.6%	○監査委員事務局[常陸大宮市・茨城県]:総務課から独立し、監査機能を充実・強化。 ○税務課徴収対策室[沼田市・群馬県]:市税の徴収能力を強化。 ○危機管理室[一宮市・愛知県]:消防から独立し、災害・防災対策業務を充実・強化。
保健・福祉分野	219	46.2%	○子ども総合支援室[亀山市・三重県]:育児、保健、教育環境の充実を総合的に支援。 ○子育て支援課[湯梨浜町・鳥取県]:子育て支援を積極的に推進。 ○生活支援課、健康増進室、高齢者福祉係[豊後大野市・大分県]:福祉関係業務の総合的な充実・強化。
産業振興分野	182	38.4%	○うめ課[みなべ町・和歌山県]:生産量が日本一となった梅の振興及び研究の充実。 ○お茶がんばる課[島田市・静岡県]:お茶を活かした地域振興を推進。 ○オリーブ係・オリーブ生産係[小豆島町・香川]:オリーブを活かした地域振興を推進。
教育文化分野	131	27.6%	○子ども教育部[塩尻市・長野県]:乳幼児から青年期までの成長に応じた子どもの支援を実施。 ○幼児教育課[大山町・鳥取]:小学校入学前の幼児に対する教育の充実。
都市計画・建設分野	130	27.4%	○建築課[那須塩原市・栃木県]:特定行政庁への移行を見据えて、まちづくりの体制を充実。 ○水道課、下水道課[新温泉町・兵庫県]:上水道と下水道の担当部局を分離し、両事業の体制を充実。
環境・衛生分野	107	22.6%	○環境部[能代市・秋田県]:環境を考慮したまちづくりの推進。 ○ごみ減量課[笛吹市・山梨県]:ごみの減量対策を推進。
住民協働分野	92	19.4%	○スピード対応室[土浦市・茨城県]:編入された地区について、スピード対応業務を実施。 ○コミュニティ推進室[宇部市・山口県]:地域コミュニティの活性化を積極的に推進。
男女共同参画・人権分野	91	19.2%	○男女共同参画室[大仙市・秋田県]:男女共同参画を積極的に推進。 ○人権啓発室[瀬戸内市・岡山県]:男女共同参画やハンセン病患者等人権施策を積極的に推進。

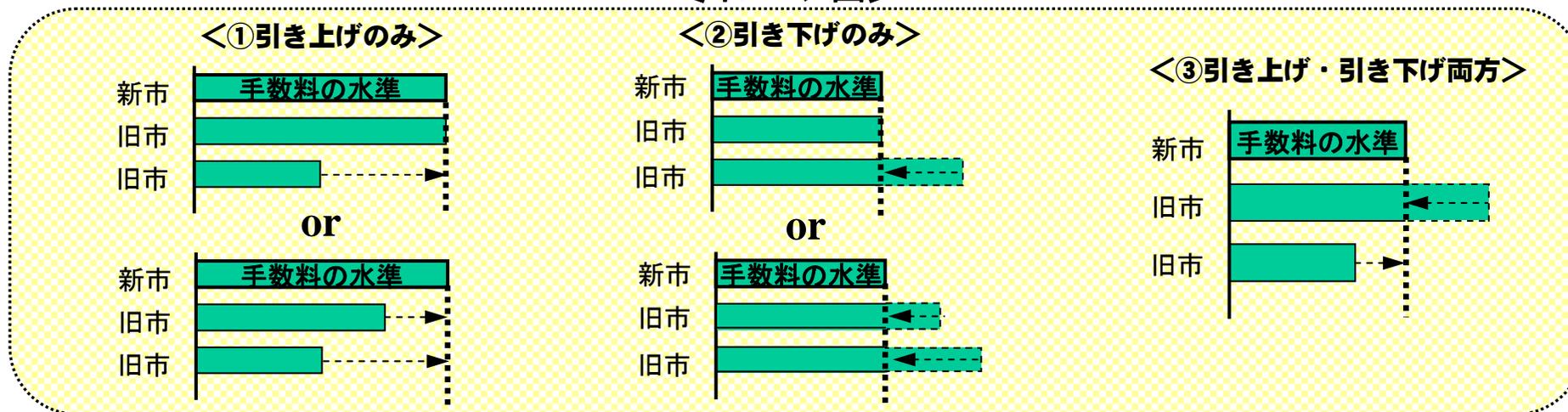
※「割合」は、回答のあった474市町村に占める割合を指す。

合併の住民サービスへの影響④

3. 合併を契機とした住民負担の見直し状況

- 約9割（500市町村）の団体が、合併を契機とした住民負担（使用料・手数料）の見直しを行っている。使用料等の見直しに関しては、合併前の旧市町村と比較して、手数料等の①引き上げのみを行った合併市町村、②引き下げのみを行った合併市町村、③引き上げと引き下げの両方を行った合併市町村がそれぞれ同程度となっている。

【イメージ図】



【使用料等の見直し状況】（回答のあった500団体が対象）

使用料・手数料の項目	合併前より上がった市町村	引き下げのみを行った市町村	その両方を行った市町村
上水道	62	83	60
下水道	45	48	38
一般廃棄物処理	43	37	33
し尿処理	17	21	9
公共施設の使用料	82	74	89
その他（各種証明書・申請手数料・検診費用など）	57	36	32

合併を契機とした都道府県からの権限移譲

1. 都道府県からの権限移譲

- 地方自治法第252条の17の2に基づき、都道府県はその権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより市町村に権限移譲することができるものとされている。
- 合併により市町村の規模・能力が充実し、行財政基盤が強化されたことを踏まえて、各都道府県から市町村への権限移譲が進むものと考えられる。

2. 合併を契機とした権限移譲の推進状況

- **約4割の団体（236市町村）が、合併後、新たに都道府県からまちづくりや福祉などに関する権限（市制施行によるもの、指定都市、中核市、特例市への移行に伴うものを除く。）を移譲されている。**
- このうち、**6割の団体は、「権限移譲をされたことによる課題は特にない」としている。**一方で、新たに移譲された権限に基づく事務について、「職員の専門知識、技術力が不足している」、「権限に基づく事務を遂行するにあたっての財源が十分に確保できていない」という意見も見られた。

【移譲を受けた権限の分野と主な具体例】（回答のあった236団体が対象）

分野	回答数	割合	具体例
まちづくり	138	58.5%	都市計画法に基づく開発行為の許可等の事務（筑西市《茨城》、七尾市《石川》、菊池市《鹿児島》など）
福祉・医療	77	32.6%	福祉事務所に係る事務（神石高原町《広島》、北広島町《広島》、飯南町《島根》など）
経済・産業	32	13.6%	商工会法に基づく設立認可、定款変更等の事務（美馬市《徳島》、島原市《長崎》など）
教育・文化	19	8.1%	博物館法に基づく博物館の登録の届出等の事務（函館市《北海道》、八雲町《北海道》など）
環境	18	7.6%	鳥獣法に基づく有害鳥獣の捕獲の許可等の事務（鴻巣市《埼玉》、吉野川市《徳島》など）
旅券関連	10	4.2%	旅券法に基づく一般旅券（パスポート）の発給等に関する事務（遠軽町《北海道》、上越市《新潟》など）
その他	58	24.6%	墓理法に基づく火葬場等への立入検査等に関する事務（十和田市《青森》、五所川原市《青森》など）

※「割合」は、回答のあった236市町村に占める割合を指す。

地域の活性化と旧市町村の振興施策の取組状況

1. 地域の活性化

- 合併を機に広域的なまちづくりが可能となったことから、これを活かし、地域の活性化を図っている例が見られる。
具体的には、その地域の特産品や観光名所等を利用して、地域の活性化を図っている。

【主な取組事例】

団体名	取組内容
日光市 (栃木県)	合併により日光、鬼怒川温泉(旧藤原町)、湯西川温泉(旧栗山村)など全国的に有名な観光地が一つとなったことから、広域的な観光ルートの設定などによるイメージアップを図っている。
高山市 (岐阜県)	高山祭りや歴史的町並みのある旧高山市地域に加え、旧上宝村地域の北アルプスや奥飛騨温泉などが加わったことから、都市部と農村部とを結ぶ滞在・周遊型の観光戦略打ち出し、「飛騨高山」ブランドの確立を図っている。
みなべ町 (和歌山県)	合併により梅の生産量が日本一となったことから、特産品である「南高梅」のブランドを中心に日本一の「梅の町」としてアピールできるようになった。
下関市 (山口県)	旧豊北町で水揚げされるイカについて、ブランド化推進協議会を設立してPRしている。

2. 旧市町村地域の振興施策

- 合併市町村の周辺部に位置する旧市町村地域の振興のため、「地域単位のイベントや祭り等の実施、支援」などの振興施策が実施されている。

【取組状況】(合併市町村558団体が対象)

	取組項目	回答数	割合
①	地域単位のイベントや祭り等の実施、支援	372	66.7%
②	旧市町村単位で設置されている公共的団体(商工会、文化協会、観光協会等)への支援	276	49.5%
③	旧市町村地域の振興に取り組むための庁内組織の設置	149	26.7%

【主な取組事例】

	団体名	取組内容
① ②	大仙市 (秋田県)	旧市町村の8地域の地域コミュニティ施策の実施などに充てるため、独自予算(地域枠予算)を設けている。
① ②	浜田市 (島根県)	合併時に地域振興基金を設置し、その運用益を旧市町村単位での事業に活用。
① ②	佐伯市 (大分県)	振興局を旧市町村単位に設置し、振興局長の裁量で、地域の実情に応じて実施できるソフト事業の予算措置をした(各300万円を措置。)
③	宮崎市 (宮崎県)	地域住民主体の地域づくり体制を支援するため、各地域自治区の地域協議会に「地域コーディネーター」を新たに配置。

地域における伝統文化等の保存の取組状況

1. 地域の伝統・文化・歴史の保存・継承

○ 多くの団体で、地域の伝統・文化等の保存や伝統ある祭り等の継承、これらの活動を行う団体などへの支援に取り組んでいる。

また、伝統・文化に関する研究調査、伝統文・文化を継承する人材の育成などに取り組んでいる市町村も見られる。

【取組状況】(合併市町村558団体が対象)

取組項目	回答数	割合
地域の伝統文化の保存・継承に関する事業に実施、支援	249	44.6%

【主な取組事例】

団体名	取組内容
おおい町 (福井県)	郷土資料館特別展を開催したほか、町内遺跡等写真資料デジタルデータベース化事業を進めている。
各務原市 (岐阜県)	これまで埋蔵文化財に関する調査が行われていなかった旧川島町地域で、調査を実施し、埋蔵文化財の保護を図っている。
塩尻市 (長野県)	伝統工芸品の産地指定を受けていた漆工町「木曾平沢」について、文化的景観の保護という観点から、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定を受けるなど、地場産業の振興に対する支援の充実を図っている。
岡崎市 (愛知県)	自主的な地域活動により地域の伝統文化の継承を行っているところを「森の駅」として位置付け、地域交流を促す事業を実施。
豊後高田市 (大分県)	合併により消滅した「真玉」の地名を地元有志により組織した「真玉歌舞伎保存会」により引き継ぐとともに、活動に対する財政的支援を実施している。

2. 旧地名の保存

○ 合併前の旧地名の保存のため、町・字名、地域自治区等の区名等として旧地名を残すなど、様々な形で保存の取組が行われている。

【取組状況】(合併市町村558団体が対象)

	取組項目	回答数	割合
①	旧市町村の名称や由緒ある地名を、町・字名、地域自治組織の区名等として残す	344	61.6%
②	旧市町村の名称や由緒ある地名を、公共施設の名称等として残す	188	33.7%

【主な取組事例】

	団体名	取組内容
①	大分市 (大分県)	関サバ、関アジで有名な「佐賀関町」の地名が消滅したが、地域住民の希望により「大字関町」として地名を復活させた。
②	美波町 (徳島県)	旧町のイベント等については、できるだけ名称の変更を行わないようにしている。
②	神石高原町 (広島県)	「とよまつむら」の10年間の商標登録を行い、今後の活用方法について検討中。

コミュニティ活性化の取組状況

地域コミュニティの振興

○ 合併後の地域振興に際し、地域コミュニティ関連の様々な施策に取り組んでいる団体は多い。

中には、法律に基づかない独自のコミュニティ活性化の仕組みを設けている団体もある。例えば、学校区等を単位としたコミュニティ組織の創設などの取組を行っている。

【取組状況】(合併市町村558団体が対象)

	選択肢(複数回答式)	回答数	割合
①	自治会、町内会など既存の地域のコミュニティ活動を行う団体への支援	345	61.8%
②	上記以外の新たなコミュニティ組織の設置やコミュニティ自治の仕組みの構築	100	17.9%
③	地域審議会、地域自治区又は合併特例区の活用	253	45.3%

【主な取組事例】

	団体名	取組内容
①	宮古市 (岩手県)	「地域創造基金」を活用し、地域による自主的な活動、イベント、自治会、地域づくり団体などの組織づくりや活動、地域文化の伝承などの事業への支援を行う。
②	薩摩川内市 (鹿児島県)	小学校地区を単位とした地区コミュニティ協議会制度を導入。本市48地区に地区コミュニティ協議会を設立するとともに、地区ごとに地域振興計画を作成し、コミュニティの活性化を図っている。
③	新城市 (愛知県)	地域審議会を設置し、地域活動を支援するために創設したまちづくり補助金の事業採択の審査を実施。
③	上越市 (新潟県)	各地域自治区に住民組織を設立。地域の祭りやイベントの実施、市からの業務の委託や指定管理者として公の施設の管理を行っている住民組織もある。
③	喜多方市 (福島県)	合併特例区を設置し、区域内でコミュニティバスを5路線運行。各路線一日2往復とし、利用料は無料としている。
他	栗原市 (宮城県)	地域コミュニティのあり方について検討を行うため、新たに、環境生活部市民課内に市民協働係を置き、議論を深めている。

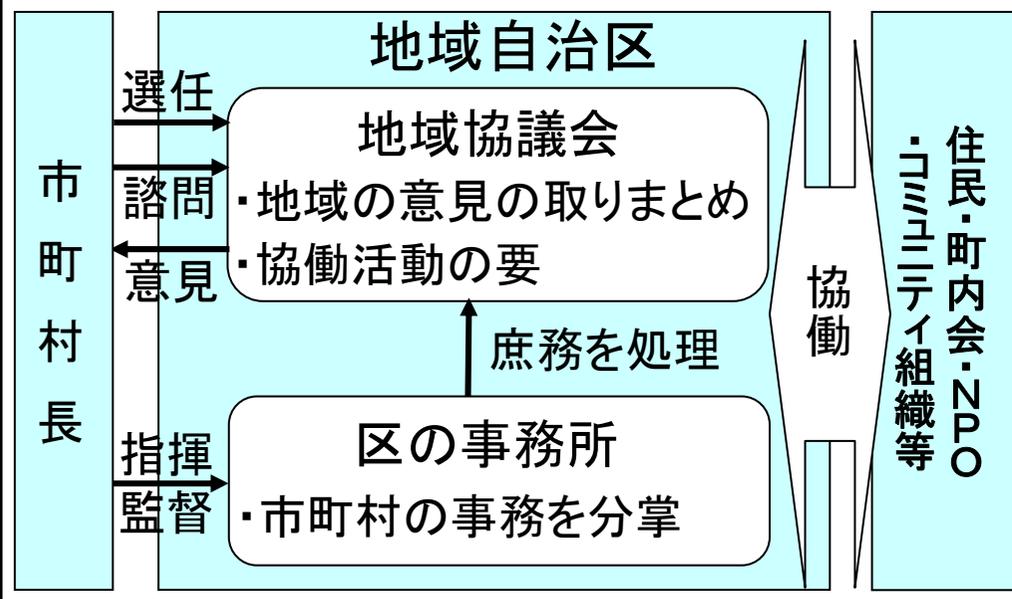
地域自治組織

～旧市町村地域の住民の声を新市町村の施策に反映することを可能とする仕組み～

一般制度

地域自治区(地方自治法によるもの)

- ・法人格:なし
- ・区長:一
- ・期限:なし
- ・地域自治区の名称は、議会の議決を経て、町字名で使用することは可能
- ・市町村の区域の全域に置かなければならない



特例

合併時の特例

地域自治区(合併新法等によるもの)

- ・法人格:なし
- ・区長(特別職):置ける
- ・期限:市町村の協議で定める期間
- ・地域自治区の名称は、住居表示に冠する(地域自治区の名称は自由)
- ・市町村の区域の一部のみに置くことが可能

合併特例区(合併新法等によるもの)

- ・法人格:あり(特別地方公共団体)
 - ・区長(特別職):置く
 - ・期限:5年以内で規約で定める期間
 - ・合併特例区の名称は、住居表示に冠する(合併特例区の名称は自由)
 - ・市町村の区域の一部のみに置くことが可能
- ※区の予算の作成、公の施設の設置・管理

地域審議会

- 旧市町村地域に係る事務について審議、意見具申を行う
- ・法人格:なし
- ・期限:市町村の協議で定める期間
- ・市町村の区域の一部のみに置くことが可能

地域自治組織の活用状況

	地域自治区		合併特例区	地域審議会
	一般制度	特例制度		
設置団体数	15団体 (91自治区)	38団体 (101自治区)	6団体 (14特例区)	216 (780審議会)
設置期間	大半の団体で設置期間を設けていない。	10年前後としている団体が60%以上。	5年間とするものが大半。	10～11年とする団体が約90%。
構成員定数	15～20名としているものが約70%。	15名前後としているものが約60%。	9～15名。	15名前後としているものが約半数。
構成員任期	2年とする団体が大半。	2年とする団体が大半。	全特例区で2年。	2年とする団体が大半。
構成員属性	構成員のほぼ半数が「公共団体等を代表するもの」。ついで、「地域の行政運営に関し優れた見識を有するもの」が多い。公募については、全体の約10%。	構成員のほぼ半数が「公共団体等を代表するもの」。ついで、公募によるものが多い。	構成員のほぼ半数が「公共団体等を代表するもの」。	構成員のほぼ半数が「公共団体等を代表するもの」。ついで、「学識経験を有するもの」が多い。公募については、全体の約10%。

(平成18年7月1日現在)

地域自治組織の活用状況（続き）

	地域自治区		合併特例区	地域審議会
	一般制度	特例制度		
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の基本構想の作成等に関する事項：40% 市町村建設計画（合併市町村基本計画）の変更に関する事項：27% 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村建設計画（合併市町村基本計画）の変更に関する事項：71% 市町村の基本構想の作成等に関する事項：63% 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の基本構想の作成等に関する事項：50% 合併特例区の区域に係る市町村の施策の重要事項等：50% 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村建設計画（合併市町村基本計画）の執行状況に関する事項：81% 市町村建設計画の変更に関する事項：69%
主な課題・留意事項等（回答結果）	<ul style="list-style-type: none"> 住民参加を行いやすくすることが課題 地域自治区制度への住民理解の浸透が課題 	<ul style="list-style-type: none"> 新市町村の一体性と、各地域の独自性のバランスに留意 地域自治区制度への住民理解の浸透が課題 	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な事務執行に留意 	<ul style="list-style-type: none"> 地域審議会が「要望の場」とならないように留意 建設的な審議が行われるような審議会への情報提供が課題 既存の審議会等との関係整理が課題

（平成18年7月1日現在）

合併による歳出削減等の効果

1. 市町村合併の効率化推計

- 当面、市町村の三役・議会議員が約21,000人減少し、年間約1,200億円の効率化が図られる見込み。
- また、概ね合併後10年経過以降においては、人件費等の削減等により、年間1.8兆円の効率化が図られると推計。

2. 集中改革プランにおける目標設定状況

- 各市町村とも、合併による効率化効果を早期に発現させるべく、目標を設定して、行政効率化に取り組んでいる。特に、集中改革プランを公表している団体のうち8割以上が、定員管理の適正化、民間委託等の推進、事務・事業の再編・整理などについて、具体的な数値等の目標を設定して効率化に取り組んでいる。
- また、定員管理の純減目標については、合併した市町村は、合併していない市町村に比べて、高い純減目標を掲げて効率化に取り組んでいる。

【公表された集中改革プランのうち、定員管理の純減目標(指定都市を除く市町村)】
(H19.9.1現在)

	合併団体	未合併団体	計
定員純減目標	▲43,296人 ▲8.7%	▲37,440人 ▲7.6%	▲80,736人 ▲8.1%

3. 特徴的な取組み事例

【職員定数の削減、総人件費の抑制】

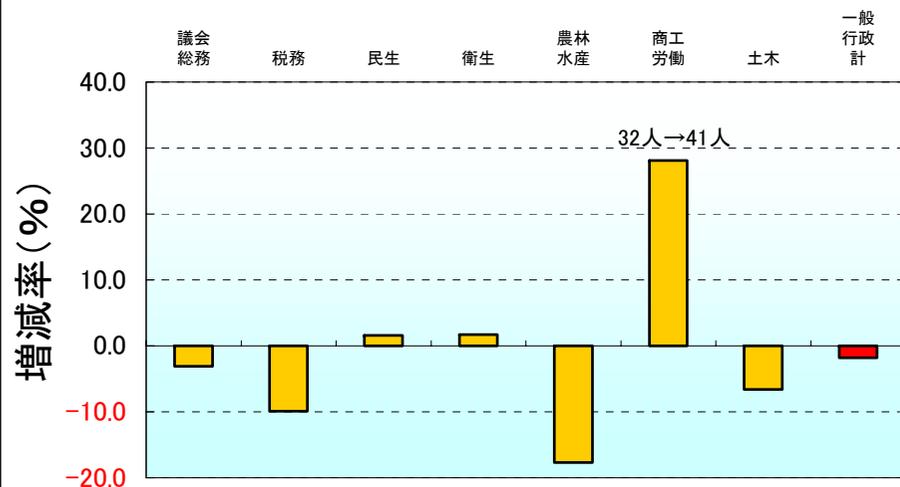
団体名	取組内容
函館市 (北海道)	・平成17年から21年で、600人の職員を削減(83億円)。 ・特殊勤務手当全廃や特別職給与カットの実施。
西東京市 (東京都)	職員の人件費や市議会議員の報酬等について、合併後3年間で、約28億円削減。
薩摩川内市 (鹿児島県)	観光宿泊施設の廃止、ゴミ収集・処理業務の委託等により、歳出を約22%削減(削減額約1億8千万円)

【その他の取組み】

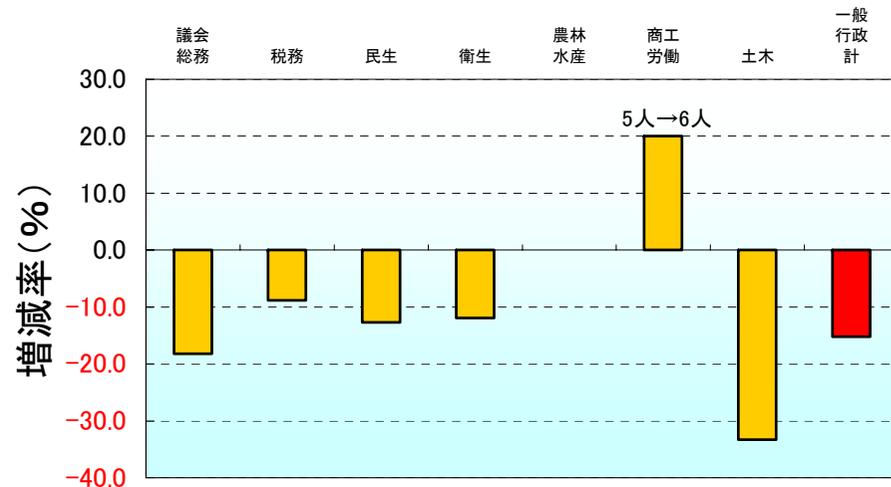
団体名	取組内容
山梨市 (山梨県)	合併時の分庁方式から、総合庁舎方式への組織体制の見直し。
越前市 (福井県)	・ガス事業を平成18年10月に民間へ譲渡。 ・水道事業の一部について民間委託を推進。
野田市 (千葉県)	財団職員の期末勤勉手当、役員報酬などを削減。

部門別職員数（一般行政）の増減率（合併直前との比較） （11～14年度に合併した8団体の場合）

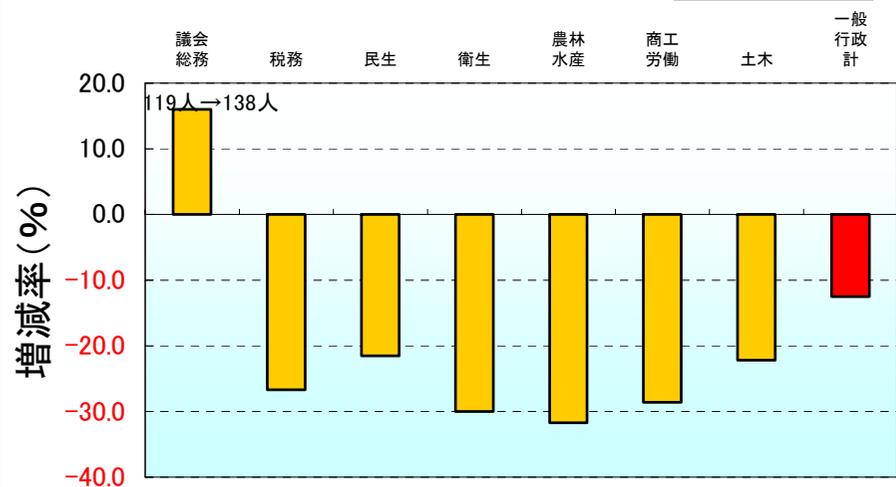
①市 200,528人 H14.11.1合併(1市1町) H14→H18



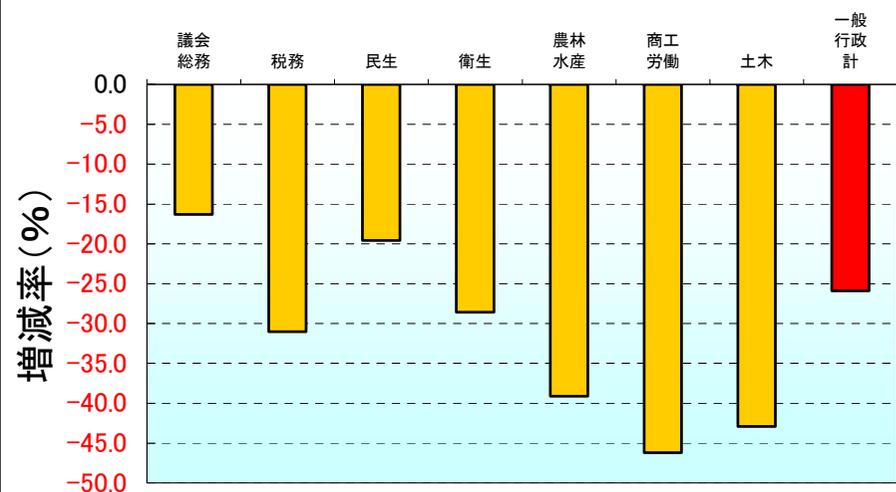
②市 189,735人 H13.1.21合併(2市) H12→H18



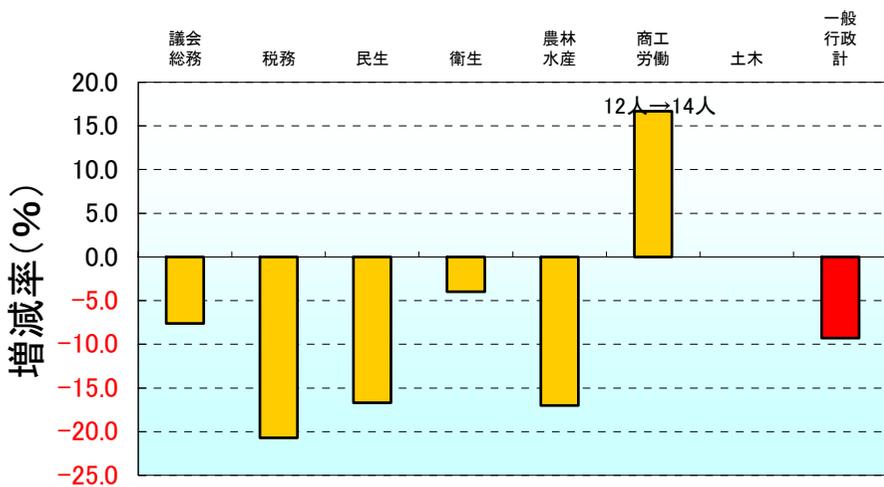
③市 55,754人 H14.4.1合併(5町) H13→H18



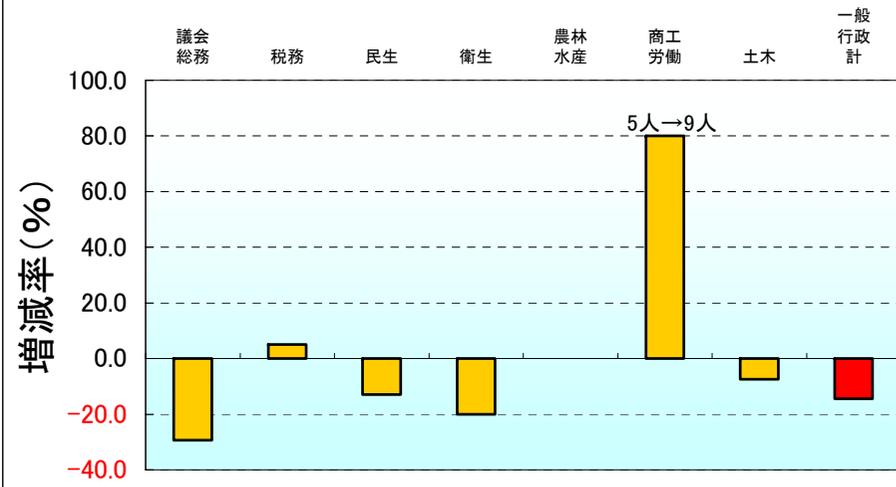
④市 45,245人 H11.4.1合併(4町) H10→H18



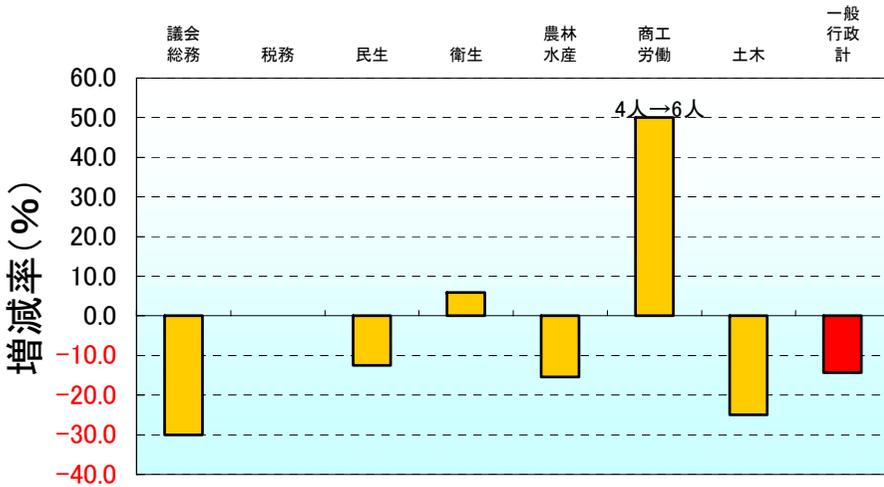
⑤市 43,331人 H13.11.15合併(1市1町) H13→H18



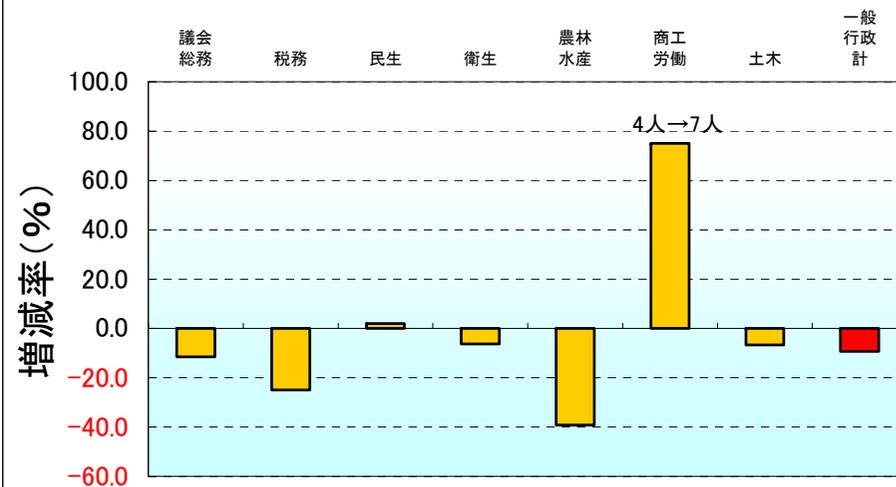
⑥市 31,524人 H13.4.1合併(2町) H12→H18



⑦町 10,254人 H15.3.1合併(2町) H14→H18



⑧町 9,177人 H14.4.1合併(2村) H13→H18



※各団体の各年4月1日現在定員管理調査の職員数(一般行政)の数値により作成。
 ※人口は、平成17年国勢調査人口による。